

3

予算、収支計画及び資金計画

中期目標

運営費交付金等を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定められた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

中期計画

(1) 予算

(単位：百万円)

区 分	一般勘定	治水勘定	道路整備勘定	総 計
収入	54,210	2,874	2,773	59,857
運営費交付金	36,237	2,655	2,423	41,314
施設整備費補助金	2,829	219	350	3,398
受託収入	14,764			14,764
施設利用料等収入	381			381
支出	54,210	2,874	2,773	59,857
業務経費	15,508	1,718	1,919	19,145
施設整備費	2,829	219	350	3,398
受託経費	14,334			14,334
人件費	18,541	836	400	19,777
一般管理費	2,998	101	104	3,203

(注) 単位未滿を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

[人件費の見積り]

中期目標期間中16,467百万円を支出する。

但し、上記の額は、総人件費改革において削減対象とされた人件費から総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を除いた額である。

なお、上記の削減対象とされた人件費に総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を含めた総額は、16,768百万円である。(国からの委託費、補助金、競争的研究資金及び民間資金の獲得状況等により増減があり得る。)

但し、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール]

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当所要額

(イ) 基準給与総額

18年度・・・所要額を積み上げ積算

19年度以降・・・前年度人件費相当額－前年度退職手当所要額

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当所要額

当年度に退職が想定される人員ごとに積算

(2) 前年度給与改定分等（19年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費 ± 特殊要因

3. 業務経費

前年度研究経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費 ± 特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費（移管に伴う経費は、平成21年度の算定上、前年度所要額計上経費とはしない。）

特殊要因：法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要に応じ計上

[注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：

平成18年度は対前年度0.97。

平成19年度以降は対前年度0.97として推計。

業務経費の効率化係数（ β ）：

<平成18～19年度>

（一般勘定）平成18年度は対前年度0.98。

平成19年度以降は対前年度0.98として推計。

(治水勘定及び道路整備勘定) 平成18年度は対前年度0.99。

平成19年度以降は対前年度0.99として推計。

<20年度以降>

対前年度0.98として推計

消費者物価指数 (γ) :

平成18年度は対前年度0.999。

平成19年度以降は対前年度1.00として推計。

政策係数 (δ) :

平成18年度は対前年度一般勘定1.031、治水勘定0.901、道路整備勘定0.901。

平成19年度以降は対前年度1.00として推計。

人件費 (2) 前年度給与改定分等 :

中期計画期間中は0として推計。

特殊要因 :

中期計画期間中は0として推計。

(2) 収支計画

(単位 : 百万円)

区 分	一般勘定	治水勘定	道路整備勘定	総 計
費用の部	51,797	2,704	2,503	57,005
経常費用	51,797	2,704	2,503	57,005
研究業務費	29,030	2,128	2,126	33,284
受託業務費	14,334			14,334
一般管理費	8,018	527	296	8,841
減価償却費	415	50	81	546
収益の部	51,797	2,704	2,503	57,005
運営費交付金収益	36,237	2,655	2,423	41,314
施設利用料等収入	381			381
受託収入	14,764			14,764
資産見返負債戻入	415	50	81	546
純利益	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

[注記] 退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当規程に基づいて支給することとなるが、その全額について運営費交付金を財源とするものと想定。

(3) 資金計画

(単位：百万円)

区 分	一般勘定	治水勘定	道路整備勘定	総 計
資金支出	54,210	2,874	2,773	59,857
業務活動による支出	51,382	2,655	2,423	56,459
投資活動による支出	2,829	219	350	3,398
資金収入	54,210	2,874	2,773	59,857
業務活動による収入	51,382	2,655	2,423	56,459
運営費交付金による収入	36,237	2,655	2,423	41,314
施設利用料等収入	381			381
受託収入	14,764			14,764
投資活動による収入	2,829	219	350	3,398
施設費による収入	2,829	219	350	3,398

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

年度計画

- (1) 予 算 (別表-1のとおり)
- (2) 収支計画 (別表-2のとおり)
- (3) 資金計画 (別表-3のとおり)

■年度計画における目標設定の考え方

予算、収支計画、資金計画について別表-1～3のとおり計画し、これを適正に実施することとした。

■平成22年度における取り組み

- (1) 予 算 (別表-1のとおり)
- (2) 収支計画 (別表-2のとおり)
- (3) 資金計画 (別表-3のとおり)

(1) 予算

別表－1

(単位：百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差額 (B - A)
収入	12,541	9,939	△2,602
運営費交付金	9,124	9,124	0
施設整備費補助金	497	389	△108
科学技術総合推進費補助金	—	60	60
受託収入	2,835	268	△2,567
施設利用料等収入	85	59	△26
その他事業収入	—	11	11
雑収入	—	29	29
支出	12,541	9,962	△2,579
業務経費	4,433	4,594	161
施設整備費	497	389	△108
科学技術総合推進費	—	57	57
受託経費	2,752	266	△2,486
人件費	4,226	4,068	△159
一般管理費	632	570	△62
研究開発及び研究基盤整備費	—	18	18

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

○計画に対する実績額の増減理由

【施設整備費補助金、施設整備費】

翌年度への繰越による減。

【科学技術総合推進費補助金、科学技術総合推進費】

科学技術総合推進費補助金があったことによる増。

【受託収入、受託経費】

受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。

【施設利用料等収入】

主に財産賃貸収入が予定を下回ったことによる減。

【その他事業収入】

科学研究費補助金間接費収入等があったことによる増。

【雑収入】

鉄屑売り払い等があったことによる増。

【業務経費】

前年度からの繰越による増。

【人件費】

支給実績が予定を下回ったことによる減。

【一般管理費】

主に受託収入に係る一般管理費の減少による減。

【研究開発及び研究基盤整備費】

目的積立金の取り崩しによる増。

(2) 収支計画

別表－2

(単位：百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差額 (B - A)
費用の部	12,252	9,539	△2,713
経常費用	12,252	9,539	△2,713
研究業務費	7,593	7,327	△266
受託業務費	2,752	237	△2,515
一般管理費	1,699	1,605	△93
減価償却費	208	342	134
その他経常費用	－	28	28
収益の部	12,252	10,553	△1,699
運営費交付金収益	9,124	9,747	623
施設利用料等収入	85	59	△26
その他事業収入	－	11	11
受託収入	2,835	247	△2,588
施設費収益	－	87	87
補助金等収益	－	60	60
寄附金収益	－	4	4
資産見返負債戻入	208	306	98
その他収益	－	31	31
純利益	－	1,014	1,014
目的積立金取崩額	－	11	11
総利益	－	1,024	1,024

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

○計画に対する実績額の増減理由

【研究業務費】

主に資産を取得したことにより費用が発生しなかったことによる減。

【受託業務費、受託収入】

受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。

【一般管理費】

受託研究等に係る一般管理費の減少による減。

【減価償却費、資産見返負債戻入】

運営費交付金で取得した資産の減価償却費等による増。

【その他経常費用、施設費収益】

施設整備費補助金で整備した施設における既存施設の撤去費用が発生したことなどによる増。

【運営費交付金収益】

前年度からの繰越による増。

【施設利用料等収入】

主に財産賃貸収入が予定を下回ったことによる減。

【その他事業収入】

主に科学研究費補助金間接費収入があったことによる増。

【補助金等収益】

科学技術総合推進費補助金があったことによる増。

【寄附金収益】

寄附金（日本鉄鋼連盟）を受けたことによる増。

【その他収益】

主に鉄屑売り払い等による収益があったことによる増。

【目的積立金取崩額】

目的積立金の取り崩しによる増。

【純利益、総利益】

主に運営費交付金債務における残額について、中期目標期間終了時において全額を収益化したこと（独立行政法人会計基準第81）による利益。

(3) 資金計画

別表－3

(単位：百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差額 (B - A)
資金支出	12,541	13,075	534
業務活動による支出	12,044	9,428	△2,616
投資活動による支出	497	903	406
財務活動による支出	－	42	42
翌年度への繰越	－	2,702	2,702
資金収入	12,541	13,075	534
業務活動による収入	12,044	9,714	△2,330
運営費交付金による収入	9,124	9,124	0
施設利用料等収入	85	67	△18
受託収入	2,835	416	△2,419
補助金等収入	－	60	60
その他の収入	－	46	46
投資活動による収入	497	678	181
施設費による収入	497	663	166
その他の収入	－	14	14
前年度からの繰越金	－	2,684	2,684

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

○計画に対する実績額の増減理由

【業務活動による支出、受託収入】

受託研究等の依頼が予定を下回ったことによる減。

【投資活動による支出】

前年度施設費の支払いが当年度（4月）にあったことによる増。

【財務活動による支出】

ファイナンスリースにおける債務の返済による増。

【施設利用料等収入】

主に財産賃貸収入が予定を下回ったことによる減。

【補助金等収入】

科学技術総合推進費補助金があったことによる増。

【業務活動による収入のうちその他の収入】

主に科学研究費補助金収入等があったことによる増。

【施設費による収入】

前年度施設整備費補助金の精算交付が当年度（4月）にあったことによる増。

【投資活動による収入のうちその他の収入】

主に鉄屑売り払い等があったことによる増。

(参考)

施設利用等収入の推移

(単位：百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
計画額	76	76	76	85	85	398
実績額	190	120	105	97	59	571
知的所有権収入	51	59	42	26	30	208
財産賃貸収入	129	51	50	59	19	308
技術指導収入	10	10	13	12	10	55

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

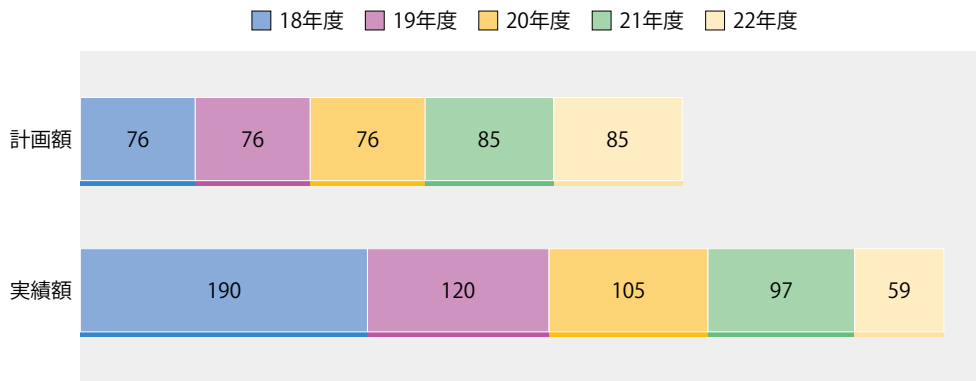


図-3.1.1 施設利用等収入の計画額と実績額の比較

中期目標の達成状況

業務運営の効率化を踏まえた予算運営については、中期計画において定めた業務経費及び一般管理費について抑制目標を考慮した予算の適切かつ効率的な執行を行うことにより、中期計画に掲げる目標を実現したところである。

自己収入のうち施設利用等収入（知的所有権収入、財産賃貸収入、技術指導等収入）については、研究成果の情報発信及び普及活動により、中期計画を上回る実績を達成したところである。

以上より、中期計画に掲げる予算、収支計画及び資本計画については目標を達成したと考えている。

4

短期借入金の限度額

中期目標

運営費交付金等を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定められた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

中期計画

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度1,100百万円とする。

年度計画

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度1,100百万円とする。

■年度計画における目標設定の考え方

資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、中期計画に定めた額と同様に1,100百万円とし、予見し難い事故等に限ることとした。

■平成22年度における取り組み

22年度は、法人にとっての予見し難い事故等の発生がなかったため、短期借入金を行わなかった。

中期目標の達成状況

中期目標期間中の予見し難い事故等の事由により資金不足が生じた場合に対処するため、短期借入金の限度額を1,100百万円と設定したが、中期目標期間中、法人にとっての予見し難い事故等はなく、また、適切な資金管理により、資金不足が生じなかったため、短期借入金を行うことなく適切な予算運営が達成したものと考えている。

5

重要な財産の処分等に関する計画

中期目標

運営費交付金等を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

中期計画

中期目標期間に所定の目的を達成し、完了する研究に係る重要な財産については、必要に応じ適正な処分等を図るものとする。

年度計画

なし

■年度計画における目標設定の考え方

22年度における、重要な財産の処分等の予定はない。

■平成22年度における取り組み

22年度においては、重要な財産の処分等を行わなかった。

中期目標の達成状況

中期目標期間中において、該当事案はなかった。

6

剰余金の使途

中期目標

運営費交付金等を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

中期計画

中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果普及に使用する。

年度計画

中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果普及に使用する。

■年度計画における目標設定の考え方

中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果普及のために使用することとした。

■平成22年度における取り組み

18年度の利益処分にかかる「研究開発及び研究基盤整備等積立金」は、国土交通大臣から平成19年10月10日付で44,949,026円の承認を受けた。22年度においては、研究基盤整備として21年度に引き続き水災害・リスクマネジメント研究センター棟の改修に活用した。



写真-6.1.1 改修された「水災害・リスクマネジメント研究センター棟」

中期目標の達成状況

施設利用等収入、特許権実施料収入及び技術指導料収入等自己収入確保のための経営努力により、18年度に「研究開発及び研究基盤整備等積立金」として、44,949,026円の剰余金が承認されたところである。

この剰余金は、研究基盤の整備充実のため、水災害・リスクマネジメント国際センター棟の整備経費の一部として使用することにより、有効に活用された。

以上により、中期計画に掲げる剰余金の使途については、本中期目標期間内に達成できたと考えている。

7

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

中期目標

施設・設備については、3.(4)により効果的な利用を図るほか、業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し得るよう、適切な維持管理に努めること。

中期計画

中期目標期間中に実施する主な施設整備・更新及び改修は、別表-14のとおりとする。

別表-14

施設整備等の内容	予定額（百万円）	財 源
・ 電力関連設備改修 ・ 給排水関連設備改修 ・ 屋根、外壁、内装等改修 ・ その他土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等の推進に必要な施設・設備の整備	総額 (内訳) 3,398 (2,829) (219) (350)	独立行政法人土木研究所 施設整備費補助（金） (一般会計) (治水特別会計) (道路整備特別会計)

年度計画

本年度に実施する主な施設整備・更新及び改修は、別表-7のとおりとする。

別表-7

施設整備等の内容	予定額 (百万円)	財 源
1. 新規整備・更新		
1) 凍結融解試験設備更新	111	独立行政法人土木研究所 施設整備費補助金（一般会計）
2) 部材耐震強度実験施設加振負荷装置更新	21	
新規整備・更新計	132	
2. 改修		
1) 研究・研修施設の改修	189	独立行政法人土木研究所 施設整備費補助金（一般会計）
2) ダム水理実験施設改修	112	
3) 水産生物振動流実験施設改修	64	
改修計	365	
合計	497	

■年度計画における目標設定の考え方

研究業務等の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を行う。

■平成22年度における取り組み

1. 施設整備・更新及び改修

22年度は、表-7.1.1に示すとおり実験施設の改修等を実施した。写真-7.1.1～写真-7.1.2にその主なものを示す。

表-7.1.1 22年度に改修等を実施した実験施設一覧

施設名(事業名)		実施(契約)金額 (千円)
①	凍結融解試験設備更新	102,252
②	部材耐震強度実験施設加振負荷装置更新	21,845
③	ダム水理実験施設改修	141,960
④	水産生物振動流実験施設改修	67,355
合計		333,412

※研究・研修施設の改修(総額160,230千円)は、東日本大震災の影響により23年度に繰り越して完成する予定である。



写真-7.1.1 凍結融解試験設備
(試験槽熱交換ユニット更新)



写真-7.1.2 ダム水理実験施設
(ポンプ・配管更新)

中期目標の達成状況

適切な予算管理下で、施設の計画的な整備を行ってきたが、「研究・研修施設の改修」を東日本大震災の影響で繰り越した以外は、中期目標は達成できたと考えている。

(2) 人事に関する計画

中期目標

非公務員化を踏まえ、高度な研究業務の推進のため、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図ること。

また、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道開発の推進に貢献するという使命を果たすため、行政との人事交流を的確に行うこと。

なお、人件費（退職手当等を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、本中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行うこと。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めること。

中期計画

非公務員化を踏まえ、人材の確保については、国家公務員試験合格者からの採用に準じた新規卒業業者等からの採用、公募による博士号取得者等を対象とした選考採用や関係省、大学、民間を含む研究等を実施する機関との人事交流、任期付き研究員の採用を図ることとするが、非常勤の専門研究員の採用、定型的業務の外部委託化の推進などにより人員管理の効率化に努める。

加えて、国土交通行政及び事業と密接に連携した良質な社会資本の効率的な整備及び北海道開発の推進に資する研究開発を行うため、国土交通省等との人事交流を計画的に行う。

なお、人件費※注）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）において削減対象とされた人件費を、本中期目標期間中、毎年度1%以上削減する。

但し、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分及び以下に該当する者に係る人件費については削減対象から除くこととする。

- ・競争的資金又は受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
- ・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者
- ・運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。

※注）対象となる「人件費」の範囲は、常勤役員及び常勤職員に支給する報酬(給与)、賞与、その他の手当の合計額とし、退職手当、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は除く。

年度計画

研究開発力の根源である人材への投資を重視し、優れた人材を育て、多様な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成することを基本とした人材活用を図るため、以下のような取組みを行う。

- ①国家公務員試験合格者からの採用に準じた新規卒業業者等からの採用や公募による博士号取得者

等からの選考採用等により、長期的な観点から必要な人材の確保に努める。

②任期付研究員については、研究開発力強化法を活用した採用を積極的に実施し、研究者の総数に占める任期付研究員の割合の向上と更なる活用に努める。ただし、非常勤の専門研究員の採用及び定型的業務の外部委託化の推進等により人員管理の効率化に努める。加えて、国土交通省等との人事交流を計画的に行う。

③職員の資質向上については、内外の研修を積極的に受講させるほか、学位（博士）及び資格（技術士等）の取得の奨励等を継続する。

④人事評価の実施により、職員の職務に対する意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る。

なお、人件費（退職手当等を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）において削減対象とされた人件費を踏まえ、前年度予算を基準として、1%相当を削減する。

但し、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分及び以下に該当する者に係る人件費については削減対象から除くこととする。

- ・競争的資金又は受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
- ・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者
- ・運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）

■年度計画における目標設定の考え方

中期目標・中期計画に基づき、高度な研究業務の推進のため必要な人材の確保を図るとともに、良質な社会資本整備及び北海道開発の推進に貢献するという使命を果たすため国土交通省等との計画的な人事交流を行うこととした。

なお、人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえた削減を実施するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めることとした。

■平成22年度における取り組み

1. 必要な人材の確保

1.1 新規職員の採用

土木研究所の重点分野、今後の研究ニーズ等を勘案し、土木研究所が必要とする優秀な人材を計画的に採用するため、国家公務員I種試験合格者や博士号取得者を対象とした公募を行っている。22年度においては、研究職員2名を採用した。

1.2 任期付研究員の採用

22年度においては、表-7.2.1に示すとおり、6名の専門技術者等を任期付研究員として採用し、研究担当チームに配属した。これらの者を含め、22年度末現在任期付研究員の数は15名となり、研究者の

総数に占める任期付研究員の割合は4.5%で、21年度末の2.6%よりも1.9ポイント向上した。

表-7.2.1 22年度に採用した任期付研究員一覧

研究課題	担当グループ・チーム
総合的な洪水リスクマネジメント技術による、世界の洪水災害の防止・軽減に関する研究	水災害研究グループ水文チーム
総合的な洪水リスクマネジメント技術による、世界の洪水災害の防止・軽減に関する研究	水災害研究グループ国際普及チーム
構造合理化に対応した鋼橋の設計法に関する研究	橋梁構造研究グループ
性能目標に応じた橋の地震時限界状態の設定法に関する研究	橋梁構造研究グループ
積雪寒冷地におけるコンクリートの耐久性及び性能規定に対応したコンクリート構造物の施工品質管理・検査に関する研究	寒地基礎技術研究グループ耐寒材料チーム
沖積河川における減災を目指した河道形成機構と水理特性に関する研究	寒地水圏研究グループ寒地河川チーム

1.3 専門研究員の雇用

調査研究業務を効率的かつ効果的に推進するため、表-7.2.2に示すとおり、22年度には新たに専門研究員11名を雇用した。これらの者を含め、22年度末現在の専門研究員の数は24名である。

専門研究員は、限られた期間内に緊急かつ重点的に実施する必要性が生じた課題での調査研究業務の実施や、土木研究所の職員が専門としない異分野における調査研究業務の実施において、効率的かつ効果的な調査研究業務の推進が期待できる場合に、最大5年間を上限として雇用するものである。

専門研究員による調査研究業務の質的な向上を図るには、より高度な専門性を有する人材を確保することが不可欠である。そのため、時間外勤務手当・住居手当等の支給や就業時間のフレックスタイム制の適用等については職員と同様の待遇としている。

表-7.2.2 22年度に採用した専門研究員一覧

研究課題	担当チーム	期間
盛土施工の効率化と品質管理の向上技術に関する研究	先端技術	3年
再生水利用の安全リスクに関する研究	リサイクル	4年
水生生物の生体反応を用いた下水処理水の毒性評価に関する研究	水質	3年
恒久的堆砂対策に伴う微細土砂が底生生物に及ぼす影響に関する研究	自然共生研究センター	5年
洪水在外に対する地域防災力評価手法に関する研究	防災	2年
流域規模での水・物質循環管理支援モデルに関する研究	水文	5年
短時間急激増水に対応できる降雨予測技術に関する研究	水文	5年
気候変化が洪水流出に与える影響評価に関する研究	水文	5年
気候変動に伴う全球および特定脆弱地域への洪水リスク影響と減災対策の評価	水文	5年
制震機構を用いた橋梁の耐震設計法に関する研究	橋梁構造	2年
既設鋼床版の致命的な損傷を防ぐための状態評価技術に関する研究	橋梁構造	3年

2. 職員の資質向上

土木研究所の職員の資質向上に資するため、研修計画を策定し、自ら英会話研修、研究資質向上研修、管理者研修等を実施し、積極的に受講させるとともに、行政ニーズに的確に対応した研究活動実現のため、国土交通省等が実施する外部の研修についても職員を参加させた。

また、発表経験の少ない若手研究者が学会等を想定したプレゼンテーションを行うことにより発表技術の向上を目指すとともに、発表者以外の聴講する職員においても、適切なディスカッションを経験させるため、若手研究発表会を実施した。22年度は15名の若手研究者が約100名の参加者の中で発表を行った。

さらに、資質向上の一環として、学位の取得を重視し、職員の自発的な取り組みのほか、系統的・継続的な研究課題の設定、査読付き論文の積極的な投稿に向けた指導等を行うとともに、14年度に「大学院（社会人）博士後期課程進学助成規程」を制定し、一部若手研究員の学位取得の助成を実施（22年度は4名が就学中）するなど、土木研究所としても学位取得を支援している。

22年度は2名の職員が博士の学位を新たに取得し、平成23年5月末日時点での博士号保有者は93名となった（図-7.2.1）。

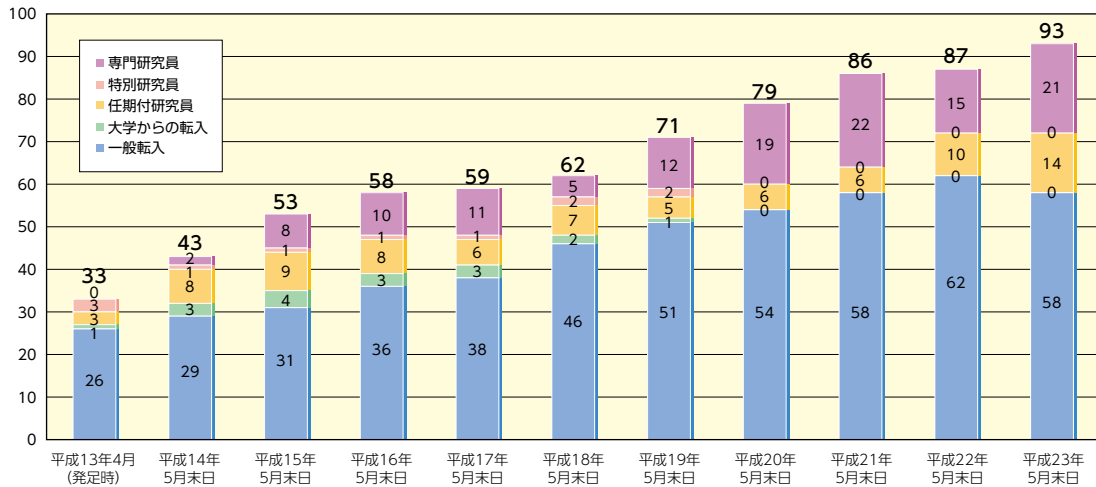


図-7.2.1 博士号保有者の推移

3. 人件費

3.1 人件費の削減

人件費（退職手当等を除く）については、21年度の予算を基準として1%相当を削減するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを行った。

3.2 給与水準の適正化

土木研究所の給与制度は国家公務員に適用される給与法の俸給表、手当などについて同様な内容としていることから、給与水準は適正なものとなっている。その指標となるラスパイレス指数は対国家公務員で事務・技術職員94.6、研究職員90.7である。

役職員の報酬・給与等については、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の公表方法等について（ガイドライン）」（15年9月総務省）に沿ってホームページ上にて公表している（<http://www.pwri.go.jp/jpn/jouhou/jouhou.html>）。

役員報酬は、21年度から期末手当と業績手当に分け、業績手当については独立行政法人評価委員会における業績評価の結果等に応じて支給率を決定することとし、役員としての業績をより明確に反映する仕組みとなっている。

また、職員給与については、職員の勤務成績評価を行い、査定昇給の実施及び業績手当の成績率に反映させている。

3.3 福利厚生費

福利厚生費については、レクリエーション経費について求められる国に準じた予算執行に配慮し、用具、賞品の購入等を行わず、予算要求も行ってない。

また、レクリエーション経費以外の福利厚生費については、経済社会情勢の変化を踏まえた事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点から、健康診断及び必要最低限の労働安全衛生救急用具

の購入等、真に必要なものに限って予算執行した。

保険料については、土木研究所が国土交通省共済組合の支部に所属しているため、国と同様の負担割合となっている。

3.4 旅費

旅費に関する規定は国家公務員に適用される旅費法と同様の内容とし、同様の運用を行っている。

4. 内部統制

4.1 内部統制の体制の整備状況

理事長をトップとする経営会議・幹部会を定期的で開催している他、業務の効率的執行の促進及び職員の主体的取り組み意識の向上に資するため、業務効率化検討会を設置している。

また、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、役職員のコンプライアンスを推進するための活動を行うとともに、研究理念、行動規範、その他関連諸規程を整備し、所内イントラネットに掲載して役職員への周知徹底に努めている。

4.2 内部統制のために構築した体制・仕組みの運用状況

経営会議・幹部会を毎週開催し、理事長と幹部の意見交換及び情報の共有化を行い、決定した方針について、幹部が各部署でミーティングを実施し、速やかに全職員に周知している。

業務効率化検討会においては、職員から提案のあった改善事項について検討し、改善した事項について、イントラに掲載して周知している。

また、コンプライアンス委員会を開催し、22年度の活動方針について討議し、その結果を受け、外部有識者によるコンプライアンスに関する講演会を開催するとともに、講演内容をイントラネットに掲載して役職員に周知徹底し、コンプライアンスに関する意識の向上を図った。

さらに、各部署から理事長が個別に聞き取りを行う理事長ヒアリングを実施し、各部署における課題について適切に対応した。

監事監査については、監事監査要綱に基づき監事監査計画を作成し、適正に実施した。

理事長は、監事からの監査結果の通知を受け、改善すべき事項について、役職員に周知している。

4.3 人事評価の実施、業績等の給与への反映状況

中期目標や中期計画に明示されている「研究者の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る」ことを目的として19年度から業務達成度評価を実施してきたが、業務達成度評価の主旨・目的及びこれまでのノウハウを踏まえ、国の人事評価制度に準じた制度を構築し、22年度から移行した。

また、人事評価制度の評価結果は、昇任や給与（昇格・昇給・業績手当）、人材育成などに活用していくこととしている。

4.4 業績・マネジメントに関しての国民への意見募集及び業務運営への反映の状況

過年度の業務実績報告書など、組織・業務・財務に関する基礎的な情報や評価及び監査に関する情報について、ホームページ上での公開を行っている。また、意見・問い合わせ窓口についても掲載し、意見を随時受け付けている。

なお、22年度に国民から寄せられた意見はなかったが、継続して意見募集を行っていく。

5. 監事監査

22年度に内部統制についての監事監査を行った。
監査結果については、以下のとおり。

コンプライアンス体制の定着について監査を実施した結果、体制の整備については、概ね達成されている。今後は、以下の点に留意し、更なるコンプライアンス体制の定着に努められたい。

- ① 委員会の開催回数を増やすこと。
- ② 外部に内部通報窓口を設置すること。
- ③ コンプライアンス委員会委員に外部有識者を招聘すること。
- ④ コンプライアンス関係規程を役職員へ更に周知徹底すること。
- ⑤ 情報漏洩防止体制の強化を図ること。

図-7.2.2 監事監査の結果

中期目標の達成状況

本中期目標期間内において、公募等により研究職員を新たに12名採用し、また、任期付研究員も新たに22名採用（22年度末で15名在籍）するなど、高度な研究業務の推進のため、必要な人材の確保を図った。

また、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道開発の推進に資する研究開発を行うため、国土交通省等との人事交流についても計画的に実施した。

なお、人件費については、中期計画に定めた毎年度1%以上の削減目標を達成した。

以上により、中期計画に掲げた人事に関する計画は、本中期目標期間内に達成したと考えている。